

**教育・保育の施設(事業)は
このようなものがあります**

幼稚園 (対象年齢は3~5歳)

さまざまな遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」。

園により昼過ぎ頃までの教育時間の前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施しています。

認可保育所(対象年齢は0~5歳)

就労などの理由により家庭で保育のできない保護者に代わって保育が必要な乳幼児を保育する「児童福祉施設」。

夕方までの保育(園により夜間もあります)のほか延長保育を実施しています。

認定こども園(対象年齢は0~5歳)

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

0~2歳児には夕方までの保育を実施し、3~5歳児は昼過ぎ頃までの教育時間および保育が必要な場合は夕方までの保育を実施します。(園により延長保育も実施)

家庭的保育(対象年齢は0~2歳)

定員を5人以下とし、保育者の居宅その他の場所で家庭的な雰囲気の中、保護者に代わって保育を実施する事業。

小規模保育(対象年齢は0~2歳)

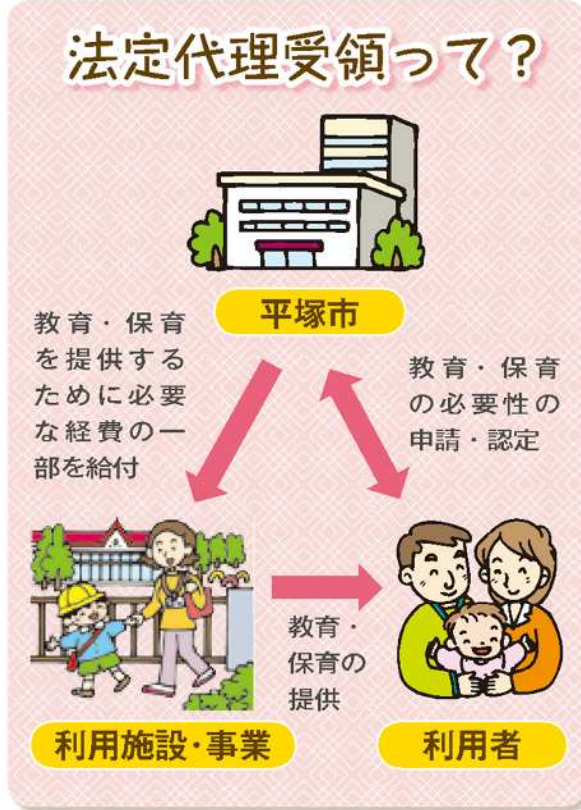
定員を6人以上19人以下とし、家庭的保育に近い雰囲気の比較的小規模な環境で保護者に代わって保育を実施する事業。

事業所内保育(対象年齢は0~2歳)

企業などが主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施。従業員の子どものほか地域の子どもも一緒に保育を実施する事業。

居宅訪問型保育(対象年齢は0~2歳)

保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とし、保育者が保護者に代わって保育を実施する事業。

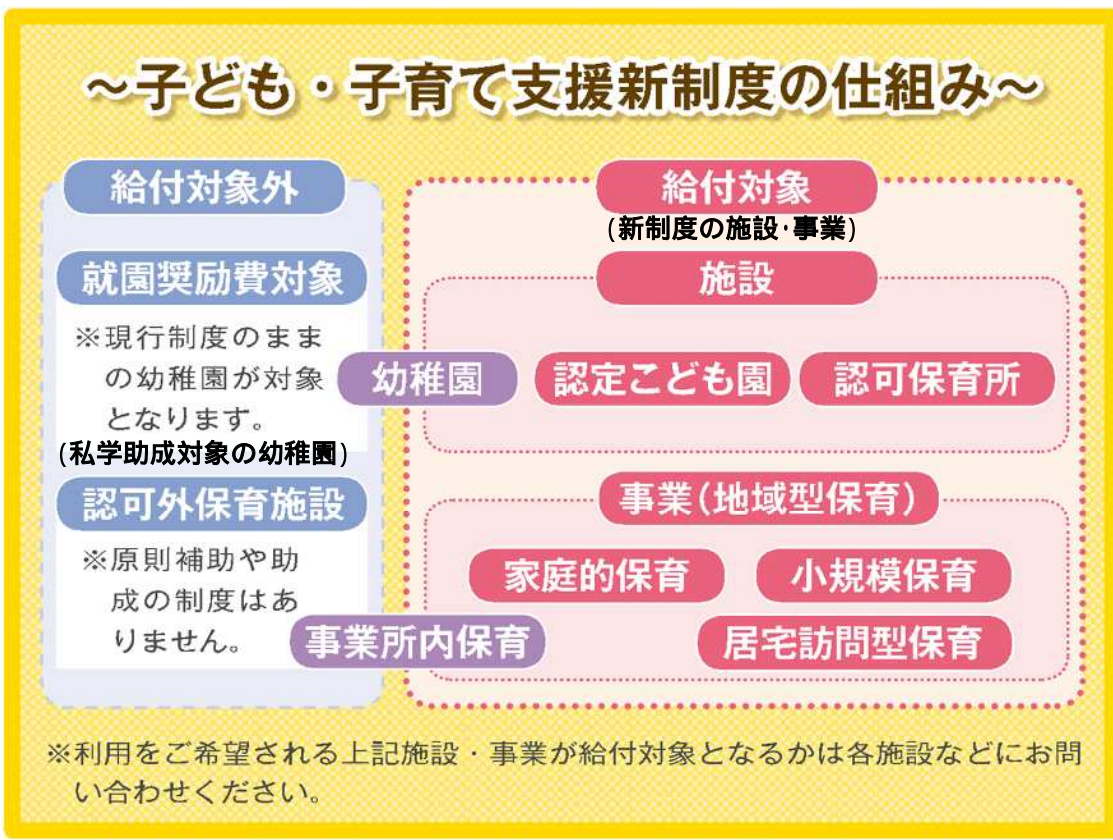


新制度では、幼稚園などでの幼児教育と、保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障するために「給付制度」が導入されます。具体的には、認定こども園、幼稚園、保育所などの給付対象施設・事業を利用した場合、国・県・市は施設などが教育・保育を提供するために必要な経費の一部を給付費として負担し、市がまとめて支払うこととなります。

なお、この給付費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者の皆さんへの直接的な給付ではなく、市から施設などに支払う仕組み(法定代理受領)となっています。

給付制度が導入されます

新制度ではここが変わります!



※利用をご希望される上記施設・事業が給付対象となるかは各施設などにお問い合わせください。

保育の必要量に応じた区分

2号・3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に区分されます。

- ◆保育標準時間
1日11時間の枠の中で保育を利用することができます。
- ◆保育短時間
1日8時間の枠の中で保育を利用することができます。

支給認定区分

認定区分	対象年齢	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上 (主に教育を希望)	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上 (主に保育を希望)	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満 (保育を希望)	保育所 認定こども園 地域型保育

新制度では、幼稚園や保育所などの利用には、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」制度が始まります。

給付対象の施設や事業を利用することを希望される保護者は市が定める基準に従って、認定を受けていただく必要があります。なお、認定は左の表の3区分となり、利用できる施設・事業が異なります。

教育・保育の必要性の認定制度が始まります